

日本労働年鑑 第24集 1952年版  
The Labour Year Book of Japan 1952

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第七章 国家公務員法の施行状況

一九五〇年における国家公務員関係立法は同法第二九条(職階制は、法律でこれを定める)による「国家公務員の職階制に関する法律」のほかは、人事院規則についても大して重要なものはない(国家公務員の給与に関する政策については第八章賃金政策参照)。

国家公務員の職階制に関する法律 国家公務員法第二九条にもとづくこの法律は、一九四九年一月二四日国会に提出され、一九五〇年三月二五日衆議院を一部修正の上通過し、四月二九日参議院を通過して成立し、五月一五日法律第一八〇号として公布即日施行された。

本法の要点は左のとおりである。

(一)この法律は、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する官職に関する職階制を確立し、官職の分類の原則及び職階制の実施について規定し、もって公務の民主的且つ能率的な運営を促進することを目的とする(第一条第一項)。

(二)職階制は、官職を、職務の種類及び複雑と責任の度に応じ、この法律に定める原則及び方法に従って分類整理する計画である(第二条第一項)。

(三)人事院の権限(第四条第一項)として、(1)職階制の実施、(2)職階制の実施及び解釈に関する人事院規則を制定し人事院指令を発すること、(3)職種及び職級の決定(決定した場合人事院は職種の名称と定義を国会に提出しなければならない(第二項)、国会が右の決定の全部又は一部の廃棄を議決したときは、人事院はすみやかに、その職種の決定が効力を失うように必要な措置をとらなければならない(第三項)(=この二項は国会の修正で追加)、(4)官職を格付する基準となる職種の定義及び職級明細書の作成公表、(5)官職の格付、(6)官職の職務と責任に関する調査、が明記された。

(四)官職分類の基礎は、官職の職務と責任であって、職員の有する資格、成績又は能力であってはならない(第六条)。

(五)官職の格付に当っては、官職の職務と責任に関係のない要素を考慮してはならない。また格付のさいにその職員のうける給与を考慮してはならない(第八条第三項)。

(六)法規によって官職の格付が実施されるに伴い、この法律にもとづく格付は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二五年法律第九五号)第六条に規定する級への格付けに代るものとする(附則第三項)。

この法律の特長は、この法律による格付が給与には関係のないものとされつつも(第八条)、実際

は附則第三項によって、一つの段階的な給与制度であるところにある。

本年中に公示された職級明細書は次のとおりである。

- 一 一月一日 家政等 一五一職種
- 一 二月一日 儀典等 二二職種
- 一 二月一五日 米穀倉手等 二三職種

人事院の勧告および意見

◇「国家公務員の給与の改訂」についての勧告(八月九日)

これは六、三〇七円ベースから八、〇五八円ベースへ給与をひきあげるよう勧告したもの(第八章参照)。

◇右の勧告の法的準備と現行制度不備是正を目的として、国家公務員法第二三条により「一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に関する意見」を国会と内閣に提出(九月九日)。これは一月一六日成立した改正法に大部分とり入れられた。

◇「国家公務員に対する寒冷地手当および石炭手当の支給に関する法律」第三条第二項により、支給地域、支給額、支給期間、支給方法等に関して勧告し、八月二八日総理府令第三一号、九月二九日総理府令第三九号等によりほぼ勧告通り実施された。

不利益処分の審査請求状況 国家公務員法第九〇条にもとづく審査請求状況は第245表のとおりであり、一五一件のうち処理済九五件(前年度からの継続六件を含む)、そのうち書面審理二二件、口頭審理七三件となっており、判定のあった六一件のうち、処分の承認五二件、処分の修正六件、処分の取消三件となっている。

陳情、苦情の状況 国家公務員の人事院に対する陳情、苦情は総計三〇、六七六件に及ぶが、そのうち給与関係が二九、〇一三件(九四・五%)をしめている。性質別分類は第246表のとおりである。

職員団体の登録 本年中の登録申請と認可状況は次のとおりである。

申請総件数 一、二四七件

許可されたもの 七九六件

登録ずみの組合で人事院規則一四一三により変更登録を申請したもの 七三三件

許可されたもの 五六九件

なお登録申請して許可されたものには、本部と支部との二重登録を含むが、その組合員数純計は五六四、〇三三名で全公務員の六四・八%にあたる。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始